

第三十五号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

交通ネットワーク整備、産業活性化策及び大規模災害対策のための財源を確保する必要があることに鑑み、法人の県民税の法人税割の税率の特例について適用期間の延長を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。